

函館市魚類等養殖推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における海面および陸上での魚類等の養殖（以下「魚類等養殖」という。）を推進するため、函館市魚類等養殖推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、函館市内において魚類等の養殖を推進するための手法や方向性に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は漁業関係者や養殖に関する知見等を有する学識経験者・団体等その他市長が特に必要と認める団体等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、第2条で規定する調査審議が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第4条 協議会に会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開く会議は、市長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、会長が災害その他によりやむを得ないと認めた場合、会議の招集を行わず、書面その他の方法により意見を求めることができ、決議が必要な事項がある場合は、次項の規定を準用する。

4 協議会において、決議が必要な事項がある場合、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(アドバイザー)

第6条 会議には、必要に応じて、専門的な知識を有する団体等をアドバイザーとして出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(事務局および庶務)

第7条 協議会の事務局は、農林水産部、企画部をもって構成し、庶務は農林水産部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月24日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年1月27日から施行する。